東京都市計画公園(大田第2・3・34号貴船堀公園)の変更 (大田区決定) について

【説明資料】

1 趣旨及び経緯

大田区は、大田区10か年基本計画「おおた未来プ ラン10年」が平成30年度に終了し、現在「新おおた 重点プログラム」において施策を進めている。「新お おた重点プログラム」においては、区内のみどりの総 合的な機能拡充を図り、「都市計画公園・緑地の整備 方針」に基づく優先整備区域の早期整備や、新たなみ どりの拠点となる公園・緑地の整備を進めることと している。

また、大田区都市計画マスタープラン(令和4年3 月)では、区民の生活環境の向上や、都市の魅力向上 に加えて、区民のレクリエーション、健康増進、子育 て支援、生物多様性確保などを支えるため、水と緑の ネットワークづくりが求められているとしている。

更に、大田区緑の基本計画「グリーンプランおお た」(平成23年3月策定、平成28年3月中間見直し) においては、みどり豊かな住環境を保ち続けられる みどりのまちづくりを推進することとしている。

大田区の大森地域に位置する貴船堀公園は、計画 面積約0.28~クタールの都市計画公園である。本公 園は遊具コーナー・散策路・トイレ等を整備した街区 公園であり、地域内のみどりをつなぐネットワーク づくりを進めるため、既存緑道の魅力アップを行う 対象として挙げられている。

本区域は、現在貴船堀公園、貴船堀緑地、貴船児童 公園等に分かれて供用されているが、市街地の中で 内陸から海へと続くみどりのネットワークとして、 区民の散策、憩いの場、防災用経路として一体的な活 用が図られる区域である。

こうしたことから、みどりのネットワークづくり を一層推進するため、都市計画公園の配置保全につ いて検討した結果、約0.85ヘクタールの本区域を拡 張する都市計画変更をしようとするものである。

なお、本案件は都市計画法第21条第2項において | ○令和4年9月2日付 準用する同法第19条第3項の協議について、東京都 より意見なしの回答を得ている。

○都市計画の経緯 昭和44年5月20日 当初決定 建設省告示第 2686 号

4都市政緑第307号